

未登記家屋の所有者変更

法務局で不動産登記をされていない未登記家屋の固定資産税・都市計画税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）に家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方です。登記済家屋とは異なり、未登記家屋の所有者変更については、届け出がない限り町で把握することができませんので、相続、売買、贈与、その他の事由により所有者を変更された場合は、次のところまで連絡してください。

問 税務課固定資産税係 Ⅸ5-11916

土地や家屋の用途変更

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の現況で課税されます。土地の利用状況や、家屋を解体・用途を変更した場合（事務所を居宅に変更した場合など）は、税務課固定資産税係まで連絡をお願いします。

※登記済家屋を取り壊した場合で、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、申し出の必要はありません。

問 税務課固定資産税係 Ⅸ5-11916

介護など相談体制強化

地域包括支援センター増設
令和6年12月1日から、山田荘小学校区に新たに地域包括支援センター（南部地域包括支援センター）を設置しました。社会福祉法人芳梅会が運営し、地

域で暮らし高齢者の生活や介護などの相談に対応します。

現在、かしのき苑に設置されている地域包括支援センターは今後「中部地域包括支援センター」と名称を改めます。

北部地域包括支援センターは精北・川西小学校区在住者が対象、中部地域包括支援センターは精華台・東光小学校区在住者が対象、南部地域包括支援センターは山田荘小学校区在住者が対象。各所在地と電話番号は次のとおりです。

▼北部地域包括支援センター（あんしんサポート北部）
南稲八妻笛竹41番地（高齢者総合福祉施設・神の園内）Ⅸ4-5677

▼中部地域包括支援センター（あんしんサポート中部）
南稲八妻砂留22番地1（かしのき苑内）Ⅸ4-4573

▼南部地域包括支援センター（あんしんサポート南部）
桜ヶ丘3丁目1番地6（ファイン桜が丘内）Ⅸ75-1833



問 高齢福祉課包括ケア推進係 Ⅸ5-119

32 Ⅸ5-3974 ☒ kourei@town.seika.lg.jp

特別支援学校学校給食費補助金交付について

町では、特別支援学校の小学部および中学部に通学している子どもの保護者の方の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当の補助金を令和6年4月分から支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、精華町教育委員会学校教育課に申請してください。なお、他の事業で給食費全額の補助を受けている場合は対象外です。

対象者

次のすべてに当てはまる保護者の方
・子ども、保護者の方ともに精華町に住民登録があり、生計をともにしていること
・子どもが、令和6年4月以降に特別支援学校の小学部または中学部に在籍していること

・在籍する特別支援学校で給食が実施されており、支払うべき給食費の滞納がないこと
・特別支援教育就学奨励費や生活保護など、他の事業による給食費全額の補助を受けていないこと

支給額

小学部1食当り270円、中学部1食あたり320円を、令和6年4月から令和7年3月の給食終了までの期間に学校給食を受けた回数分の合計金額
※交付決定後提出する特別支援学校学

校給食費補助金請求書に記載の口座に交付決定した額を令和7年5月末日までに振り込みます。

申請方法

令和6年度に受けた給食の回数が確定した日から令和7年3月28日（金）午後5時までに「①特別支援学校学校給食費補助金交付申請書②学校給食費支払証明書（在籍する学校に証明をしてもらってください）③その他給食費の補助を受けている場合に、その内容が確認できる書類の写し」を次のところへ。

問 学校教育課防災食育センター Ⅸ66-16108 ☒ shokuiku@town.seika.lg.jp



物品役務の入札参加資格審査

1月24日～2月7日、定期申請受付
町が令和7・8年度に発注する物品・役務の入札に係る参加資格審査申請の受け付けを行います（上下水道関係業者も含む）。

全ての業者の物品・役務にかかる入札参加資格の有効期限が切れますので、改めて申請をお願いします。

▼受付期間 1月24日（金）～2月7日（金）

申請方法

今回からインターネットを利用した電子申請に変わります。また、町外に本社（本店）を有する業者の申請にあたっては、システム利用料が必要になります。